

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター
内視鏡診断治療システム一式賃貸借仕様書

1 賃貸借の内容

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンターで使用する内視鏡診断治療システム一式（以下「リース機器」という。）の賃貸借及び賃貸借終了後の機器の撤去等に関して定めるものである。

2 賃貸借物品名

内視鏡診断治療システム一式

3 履行場所

宮城県名取市愛島塩手字野田山47-1
宮城県立がんセンター

4 契約期間

契約を締結した日から2024年1月31日まで
ただし、賃貸借期間は2019年2月1日からとする。

5 賃貸借物品の規格・数量

別紙「内視鏡診断治療システム一式詳細仕様書」のとおり

6 納入等

リース機器の納入は、2019年1月31日までを想定しているが、詳細な日程については、宮城県立がんセンター担当者と調整の上、病院の業務に支障が無いように行うこと。

原則として、全ての賃貸借物品に、落札者名及び識別コード等が確認できるシールが貼付してあること。なお、シールの貼付が難しい機器については、別途協議を行うものとする。

梱包材等は落札者の責任で処分すること。

7 導入計画

落札者は契約締結後、全ての賃借物品について、納入条件等を満たすよう確実に納品するための導入計画書を作成し提出すること。

導入計画書には、以下の内容を明記すること。

(1) 落札から納品までの作業内容及び日程

- (2) 発注者に要望すべき作業項目、作業工数及び開始時期と期間
- (3) その他、上記以外の項目であっても、導入に当たって特に注意を有する事項がある場合は必ず明記すること。

8 検収

リース機器の搬入据付調整後に、病院機構本部及びがんセンター担当者立会いのもと検査を実施し、合格をもって検収とする。

9 保守メンテナンス等

契約期間中の通常の使用による故障については、無償で修理すること。また、別紙「内視鏡診断治療システム一式詳細仕様書」のメンテナンス対象となっている機器は契約期間中年2回の定期点検を実施し、代替品対象機器の修理中は代替品を用意すること。

10 賃貸借機器の撤去

落札者は、契約期間満了後、返却又は再賃貸借の契約を行うものとする。

返却の場合は、回収・解体・廃棄及びデータの削除の費用は、入札金額に含むものとする。

11 機密保持

(1) 落札者はいかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して、第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。なお、契約期間終了後に、関係する情報を廃棄すること。

(2) (1) については、本契約が終了した後も有効に存続する。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。